**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都府福知山市字天田二四七番地一、最後の住所京都府福知山市字天田六〇番地
被相続人　亡　山根やす子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日
事務所京都府福知山市字天田小字犬丸二三五番地の一　三右衛門ビル二階
相続財産管理人　吉田　功

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県府中市府川町九番地の一、最後の住所広島県府中市出口町八八九番地の五
被相続人　亡　田邊　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日
事務所広島県福山市若松町二番一二号
相続財産管理人　弁護士　川﨑　保孝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍徳島県徳島市栄町六丁目五番地、最後の住所徳島県徳島市富田橋八丁目三七番地
被相続人　亡　近藤真理子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日
徳島県徳島市新蔵町一丁目九三番地和泉ビル三階　小倉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小倉　正人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍香川県丸亀市塩屋町四丁目三四〇番地、最後の住所香川県丸亀市塩屋町四丁目一番一号
被相続人　亡　濱谷　静夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日
香川県丸亀市本町三丁目二五久保ビル三F
相続財産管理人　秋月　智美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県竹原市田万里町三〇七七番地一、最後の住所香川県高松市高松町一八八七番地一
被相続人　亡　水戸　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日
香川県高松市松縄町一〇〇二番地二リビングタウン松縄Ｂ－一〇一、事務所香川県高松市藤塚町一丁目四番五号
相続財産管理人　司法書士　渡邊　真弓

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県鹿児島市新照院町二三番、最後の住所鹿児島県曽於郡大崎町永吉一四〇番地
被相続人　亡　瀬戸口和巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日
事務所鹿児島市易居町一―三四リバービル四階　相続財産管理人　弁護士　坂元　直人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県給黎郡知覧郷南別府村一六三番戸、最後の住所鹿児島県川辺郡知覧町南別府一六三番戸
被相続人　亡　仲　嘉助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日
事務所鹿児島市山下町一五番一一号
相続財産管理人　弁護士　宮原　和利

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県阿久根市西目三八七八番地、最後の住所鹿児島県阿久根市赤瀬川二六五番地
特別養護老人ホーム桜ヶ丘荘
被相続人　亡　岩﨑チヨキク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十五日
鹿児島県出水市武本二八六八番地一八
相続財産管理人　田中　清文

**有料職業紹介事業保証金取戻し公告**

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　タクト株式会社　タクト株式会社　愛知県名古屋市中区錦二丁目一五番一五号
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年十二月二十五日
愛知県名古屋市中区錦二丁目一五番一五号
タクト株式会社
代表取締役　倉原　駿介

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 21 年 12 月 25 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ティケイエル　②東京都知事(1)82422　③代表取締役　郡司恵一　④東京都江東区東砂八丁目19番20号トーヨーカネツビルA棟４階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江東区東砂八丁目19番20号トーヨーカネツビル　株式会社ティケイエル　代表取締役　渡邊哲也

①株式会社ティエムシー　②東京都知事(1)87444　③代表取締役　田子和則　④東京都多摩市唐木田一丁目１番地21　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都多摩市唐木田一丁目１番地21　株式会社ティエムシー　代表取締役　田子和則

①東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社　②東京都知事(1)84030　③代表取締役　石田建昭　④東京都中央区日本橋三丁目６番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋三丁目６番２号　東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社　代表取締役　石田建昭

①株式会社米田建設工務店　②大阪府知事(00)17913　③代表取締役　米田仁　④大阪市鶴見区諸口４丁目１番８号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市鶴見区諸口４丁目１番８号　株式会社米田建設工務店　代表取締役　米田仁

①不動産業　②徳島県知事(1)2731　③山本敏弘　④徳島市西須賀町下中須24―２　⑤1000万円（利付国庫債券）　⑥徳島県知事　⑦徳島市西須賀町下中須24―１　山本敏弘